

各種支援制度のご案内（多気町版）

町民の皆様には、新型コロナウイルス感染症拡大防止においては、皆様それぞれの立場で積極的に取り組んでいただき、感謝申し上げます。

しかしながら、感染症拡大の懸念が消えたわけではなく、皆様には手洗いの実施やマスクの着用をはじめ、様々な生活様式の変更など、不便な生活を続けていただいております。

そこで、町では、皆様の生活を支えるため、以前に実施した支援策に続いて、今回、新たな支援策を行うこととしました。

今後も、感染症拡大防止のため、皆様のご理解、ご協力をお願いします。

多気町長 久保行央

多気町独自の主な支援策はコチラ！

支援制度の名称	内容	問い合わせ先
水道基本料金の免除（期間延長）	水道基本料金の免除期間を、11月分まで2か月間延長します。	上下水道課 ☎38-1115
新生児世帯臨時特別給付金	4月28日以降に生まれた新生児を養育する世帯に10万円を支給します。	健康福祉課 ☎38-1114
インフルエンザ予防接種助成金	生後6か月から中学生まで、および高齢者の予防接種者に助成を行います。 （年齢により助成上限回数あり）	健康福祉課 ☎38-1114
小児科・産婦人科オンライン相談事業	中学生までのお子さんをもつ保護者（妊娠中を含む）を対象にオンラインによる相談を受け付けます。	健康福祉課 ☎38-1114
親元を離れて暮らす学生の支援（第2弾）	親元を離れ県外に居住する学生を支援するため、多気町の特産品を送ります。	農林商工課 ☎38-1117
Uターン就業促進事業	多気町出身の県外在住者が町内事業所へ就職または町内で創業する際に30万円を支給します。	農林商工課 ☎38-1117

※上記支援策の申請方法等詳細は、後日、町ホームページ等でお知らせします。

（裏面に、感染症拡大防止の取り組みを紹介しています。あわせて、ご覧ください。）

感染症防止の3つの基本 ～身体距離の確保、マスクの着用、手洗い～

□人との間隔は、できるだけ2 m（最低1 m）あける

□会話する時は可能な限り真正面を避ける

□外出時、屋内にいるときや会話するとき、人との間隔が十分に取れない場合は
症状がなくてもマスクを着用

□家に帰ったらまず手や顔を洗う できるだけすぐに着替える シャワーを浴びる

□手洗いは 30 秒かけて水と石けんで丁寧に

□高齢者や持病のある方（重症化リスクの高い方）と会うときは体調管理をより厳重に

【 新型コロナウイルス対策 消毒・除菌豆知識 】

手洗い

- ・流水を使った場合 → **ウイルスは、1/100 に！**
- ・石けんやハンドソープで10秒もみ洗いして、流水で15秒すすぐと → **ウイルスは、1/10,000 に！**
- ・新型コロナウイルス対策のためには、石けん等を使って、丁寧な手洗いをこまめに行ってください。その後、さらにアルコール消毒液を使用する必要はありません。
- ・手洗いがすぐに出来ない状況では、アルコール（濃度70%以上95%以下のエタノール*）消毒も有効です。よくすりこんでください。ただし、アルコールに過敏な方は使用を控えてください。

*70%以上のエタノールが入手困難な場合には、60%台でも一定の有効性が考えられている報告があります。



モノの消毒

- ・食器や箸などは、**80度以上の熱水に10分間さらすと消毒ができます。**
- ・テーブルやドアノブなどは、**濃度0.05%の塩素系漂白剤***でふくと消毒ができます。しかし、これは目や肌への影響があります。また、金属は腐食します。取り扱い時は、必ず商品説明をお読みください。 *水1ℓにハイター・ブリーチなど10ml（商品付属のキャップ1/2杯）
- ・テーブルやドアノブなどは、**有効な界面活性剤が含まれる「家庭用洗剤」**を使っても消毒ができます。NITE ウェブサイトで洗剤の製品リストを公開しています。



NITE 洗剤リスト 検索 →

